

医療要否意見書等発行に伴う郵送料等の事務負担

長崎市管轄分、切手不要の返信用封筒導入
3年がかりの運動実る!

[表1]

長崎市からのお知らせ

■実施時期

2019年6月1日以降発行分より

■方法

要否意見書が含まれる1発送毎に提出用封筒(受取人払)1枚を同封

※1発送に含まれる要否意見書が20枚を超える場合、大型封筒(角2封筒)1枚を同封

■その他

- 要否意見書提出以外の用途でのご使用はご遠慮下さい。但し、当方への提出文書等で同封が可能なものについてはこの限りではありません。
- 規定方法以外での交付依頼(追加の封筒等)は、ご対応しかねますので、ご了承下さい。

**長崎
保険医新聞**

発行所

長崎県保険医協会

長崎市恵美須町2-3-2 F
電話 095(825)3829
FAX 095(825)3893
Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp
発行人 本田孝也
定価 1部 250円
年間 3,000円

全県下自治体へ拡大を

本来「費用は行政負担」と厚労省も回答

現在、生活保護医療要否意見書返送時の切手代などの費用は医療機関の負担ですが、この6月から、長崎市は医療機関に受取人払いの封筒を送付することになり、医療機関の費用負担および煩雑な事務手続きの一部が軽減されることになりました(表1参照)。ただし、今のところ、6月から長崎市のみで実施される扱いですご注意下さい。この間の経過は次のとおりです。

2016年、「生活保護患者の書類作成に係る費用や郵送時の切手代や封筒代をなぜ医療機関が負担するのか」と会員から意見があり調査したところ、全福祉事務所で医療機関負担としていることが判明し、協会として11月に行政負担を求める要望書を全福祉事務所及び協会県及び福祉事務所に要望重ねる。県から2017年4月になつて「費用は行政負

月に行政負担を求める要望書を全福祉事務所及び首長に送付しました。一方で、市町と協議を重ねながら次年度に向けて進めていきたい」と回答がありました。ただし、その後特に目立った動きはなく一向に

たが、取り扱いは県内でも統一すべきだと考えていいので、市町と協議を重ねながら次年度に向けて進めていきたい」と回答がありました。ただし、その後特に目立った動きはなく一向に

【表2】2019年6月からの事務手数料などの取り扱い

全額行政負担 (医療機関負担なし)
長崎市
切手を貼らない封筒を送付
大村市・対馬市・壱岐市・ 西海市・長与町・時津町・ 東彼杵町・川棚町・波佐見町・ 佐々町・新上五島町・小値賀町
全額医療機関負担
佐世保市・島原市・諫早市・ 平戸市・松浦市・五島市・ 雲仙市・南島原市

長崎市と懇談
「厚労省通知がないこと
とがネック」と回答

(編注) 県管轄福祉事務所では19年度から回答どおりの取り扱いを決定しました。その他では、大村・対馬・壱岐・西海市・小値賀町も県と同様の取扱いになりました。

結果、今年6月からの自治体別の取り扱いの差異は表2の通りとなります。協会としましては、県下全ての自治体において長崎市と同様の取り扱いをするよう求めています。

県下全自治体で医療機関の負担軽減を

方針についてお伝えします。なお、県内の市町福祉事務所に対しては、県の対応について、19年度から対応に向けて検討します。月から事務手数料は全額行政負担することを3月議会で決定しました。

その後の長崎市の対応は迅速で、2019年6月から事務手数料は全額行政負担することを3月議会で決定しました。この後、翌年1月までに新年度からの対応について回答することを約束しました。

県に動きが出てきたことから、協会は同年11月に取り扱い件数が最も多い長崎市と懇談し、その中で、市は「厚労省が、事務費は行政負担、と自治会等にも協力を要請しました。同年8月、県は「医療要否意見書の発行に伴う郵送料等の対応について、県福祉事務所において、要望項目の一項である返信用封筒(宛名記入済み、切手未貼付)について、19年度から対応に向けて検討します。なお、県内の市町福祉事務所に対しては、県の対応についてお伝えします。」と文書で回答しました。